

定款変更と新株予約権買取請求権およびその手続

新株予約権買取請求	発行する全部の株式の内容として譲渡制限(107 I ①)の定めを設ける定款変更(118 I ①)	譲渡制限種類株式(108 I ④)または全部取得条項付種類株式(108 I ⑦)についての定めを設ける定款変更(118 I ②)
請求権者	全部の新株予約権の新株予約権者	当該種類の株式を目的とする新株予約権の新株予約権者
	新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、原則として社債とともに買取請求しなければならない。ただし、新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件に別段の定めがある場合は、新株予約権のみを切り離して買取請求することもできる(118 II)	
相手方	新株予約権の発行会社	
新株予約権者への通知または公告	定款変更の効力発生日(定款変更日)の20日前までに全部の新株予約権者へ(118 III、IV)	定款変更日の20日前までに当該種類の株式を目的とする新株予約権の新株予約権者へ(118 III、IV)
請求期間・請求方法(118 V)	定款変更日の20日前の日から定款変更日の前日まで	
	新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにしてしなければならない	
請求の撤回	原則として、相手方会社の承諾を得た場合に限り撤回可能。ただし、買取価格についての協議が調わず、定款変更日から60日以内に裁判所への価格決定の申立てがなされない場合、その期間満了後はいつでも撤回可能(118 VI、119 III)	
価格決定等	原則として、請求者と相手方会社との協議で決定し、協議が調ったときは、定款変更日から60日以内に支払い(119 I)	
	定款変更日から30日以内に協議が調わないときは、新株予約権者または会社はその期間満了の日後30日以内に、裁判所に対して、価格決定の申立てをすることができる(119 II)。裁判所の決定した価格と第1項の期間満了の日後の法定利息を支払わなければならない(119 IV)。	
買取の効力発生	当該新株予約権の代金支払時(119 V):会社が定款変更を中止した場合、買取請求は効力を失う(118 VII)	
受戻し証券性	新株予約権証券が発行されている場合は、新株予約権証券と引換えに(119 VI)、新株予約権付社債券が発行されている場合は、新株予約権付社債券と引換えに(119 VII)、新株予約権の代金を支払わなければならない	